

新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県のリスクレベルについては【レベル4 特別警報】を維持します

県内の感染状況を踏まえ、専門家の意見も伺い、総合的に判断した結果、別添のとおり10月20日（火）からのリスクレベルは【レベル4 特別警報】を維持します。

【概要】

1 県内の感染状況

期 間	新規感染者数	うちリンクなし感染者数
10月13日(火)～10月19日(月)	46名	16名

2 熊本県リスクレベルについて

前回（10月14日発表）	今回（10月21日発表）
レベル4 特別警報 なお、感染状況は拡大傾向にある。	レベル4 特別警報 なお、感染状況に大きな変化は見られないが、傾向に注視が必要。

※詳細は別添のとおり。

3 県民の皆様へのお願い

感染者数は先週に比べ減少していますが、周辺の飲食店や施設等でリンク不明の感染者が生じています。これらから新たなクラスターを生まないように、熊本市と連携しクラスター封じ込め及び啓発を継続します。

県民の皆様には、引き続き、感染防止対策を徹底している店を選んで使用していただきますようお願いいたします。また、熊本市内中心部の歓楽街において、夜遅い時間までの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えていただくようお願いいたします。

クラスターに関係し、公表されている店を利用した方や、接触者の方は、皆様や、皆様の御家族の健康を守り、周りの方々に広げないためにも、ぜひ保健所にご相談下さい。

これ以上の感染拡大を防ぐため、基本的な感染防止対策を実施することが最も重要です。油断せず対策を継続されますようお願いいたします。

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(健康福祉部健康危機管理課)
問合せ先：波村、井上、中満
電話：096-333-2478
(内線) 5931、5944、5933

熊本県における新型コロナウイルス感染症に関する概況

【令和2年（2020年）10月21日】

1 熊本県における現状認識

国内の感染状況はピークを越えたが、感染者数の減少が下げ止まっている。また、一部の自治体では再増加やクラスター発生等も見られている。このような中、秋冬には新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が懸念され、警戒が必要な状況が継続している。

本県においては、期間中（10/13～10/19）の新規感染者は**46例**で、うちリンク不明感染者は**16例**であった。この状況から、**リスクレベル**については「**レベル4 特別警報**」を維持する。

感染者数は先週に比べ減少しているが、周辺の飲食店や施設等でリンク不明の感染者が生じている。これらから新たなクラスターを生まないように、熊本市と連携しクラスター封じ込め及び県民への啓発を継続する。

熊本市内中心部以外の地域においても、県民全員が危機感を新たにし、基本的な感染防止対策及び「新しい生活様式」の実践徹底が重要である。

前回（10/14発表）	今回（10/21発表）
レベル4 特別警報 なお、感染状況は拡大傾向にある。	レベル4 特別警報 なお、感染状況に大きな変化は見られないが、傾向に注視が必要。

※リスクレベルは、「特別警報」、「警報」、「警戒」、「注意」、「平常」の5区分で判断する。
 ※レベルに加え、感染状況の傾向の判断を行う。

[熊本県リスクレベル]

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者15名以上かつ ②リンク無し感染者8名以上 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 今週実際に行う対策は、「3 県民の皆様へのお願い」を参照してください。 </div>
レベル3 警報	県内で ①新規感染者10名以上 又は ②リンク無し感染者5名以上
レベル2 警戒	県内で①新規感染者が発生かつ ②レベル3に該当しない場合
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生かつ ②県内では新規感染者が未発生
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない

※ 「リンク無し感染者」とは、感染源が特定できないもの。
 ※ レベルを上げる場合は、週ごとに総合的に判断し、レベルを下げる場合は、前週、前々週の発生状況を踏まえ、同様に判断する。
 ※ 各所管施設の開閉においては、所在する市町村と情報共有し、調整に努めること。
 ※ 3つの密とは、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

2 熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座長コメント (10月20日現在)

- 熊本県内では、先週（10/13～10/19）、新規感染者は46例（うち感染源が特定できないリンク無し感染者16例）が確認された。
- 判断基準に基づき、県市ともに「レベル4 特別警報」とすることが妥当である。新規感染者数、リンク無し感染者数ともに、前回の値から減少しているが、特にリンク無し感染者数については油断できない水準であり、警戒を維持していただきたい。
- 中心市街地のクラスター対策については、引き続き県市連携のもと、感染リスクの高い場所に集中的にメリハリを利かせた対策を実施していくことが必要である。
- 県全体での病床稼働率や重症者数についてはある程度落ち着いており、医療提供体制がすぐにひっ迫する状況ではなく、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会の示した指標では、現時点ではすべてステージ3に達していない。
- 社会経済活動との両立の観点からも、現時点では、県民市民への行動自粛を促す状況ではないと判断する。
- 一方で、全国では大学や屋外での会食でクラスターが発生するなど、クラスターの様態が多様化しつつあることや、海外との往来が徐々に再開しつつあることに留意し、県市連携のもと、感染拡大につながるような兆候を早期に探知して対応することが求められる。
- また、クラスターの封じ込めには、皆様お一人お一人の御協力も必要不可欠である。県民・市民及び事業者の皆様は、県内の感染動向を注視しながら、引き続き「3つの密」の回避をはじめ、「新しい生活様式」の実践に取り組んでいただきたい。
- 御自分と御家族の健康を守り、周りに感染を広げないためにも、特にクラスターに関係した方は、保健所に御相談いただくとともに、積極的に検査を受けていただくようお願いする。

3 県民の皆様へのお願い（10月21日発表）

熊本県のリスクレベルは【レベル4 特別警報】を維持します。
また、感染状況に大きな変化は見られませんが、注視が必要です。
つきましては、感染防止のため、次の対応を行います。

(1) 県民の皆様等に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項により要請すること

※これ以上の感染拡大を防ぐ必要があります。レベルによらず、基本的な感染防止対策が最も重要です。油断なく対策を継続されますようお願いいたします。

① 県民の方への要請

- ・「3つの密」のある場及び感染が流行している地域への移動は極力自粛して下さい。
- ・発熱やかぜの症状がある場合は会食等に参加しないようにしてください。
- ・マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保等の感染防止対策の徹底を要請します。
- ・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底して下さい。
- ・ステッカーを掲示していないなど、感染対策のできていない「特定の飲食店」※の利用自粛を要請します。

※...「バーやクラブ等の接待を伴う飲食店」及び「その他の酒類の提供を行う飲食店」
(令和2年7月17日付け内閣官房事務連絡)

② 事業者の方への要請

- ・「特定の飲食店」※においては、感染拡大予防ガイドラインや県が示すチェックリスト等による感染防止対策を徹底するとともに、それが県民に分かるよう、令和2年7月30日付けで通知したステッカー等を掲示することを要請します。
- ・企業及び事業所等における感染防止対策を要請します。
- ・社会福祉施設及び医療機関においては、施設内感染や院内感染を防止する対策の徹底を要請します。
- ・事業所や施設内における感染防止対策においては、特に次の点に留意し具体化して下さい。
 - ・感染者や有症状者等が発生した場合の、事業所内での連絡体制や事業休止のルール等を定めておくこと。
 - ・感染者等が発生した場合の、対策責任者や対応者等を定めておくこと。

③ 催事の主催者の方への要請

- ・感染防止対策の徹底を要請します。

(2) 基本的な考え方

- ・「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・コロナウイルス検査を受ける時や感染者との濃厚接触疑い時などに、保健所から自宅待機を指示された場合は、指示を守っていただきますようお願いします。
- ・熊本市内中心部の歓楽街において、夜遅い時間までの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えて下さい。

(3) 外出自粛について

- ・発熱等の症状がある場合は、外出を控えて下さい。
- ・外出の際は、マスクの着用や手指の消毒などを行い、特に観光地においては人との距離を確保して下さい。

(4) イベントの開催制限について

- 下記に示す収容率及び上限人数の緩和を受けたい場合は、業界団体が定める業種別ガイドラインについて、令和2年9月11日事務連絡別紙3を満たした改定が行われ、改定後のガイドラインを用いた感染防止活動の実施を担保し（別紙4のチェックを実施）、それを公表することが条件です。条件を満たしていない場合、従前どおり収容率50%以内かつ上限人数5,000人での実施をお願いします。
- 参加人数5,000人までのイベントの、収容率の緩和
 - ・ 大声での歓声・声援等がない、クラシック音楽コンサート等については、収容率100%以内（席がない場合は適切な間隔）での実施が可能です（5,000人まで）。
 - ・ 大声での歓声・声援等が想定されるロックコンサート等については、原則収容率50%以内（席がない場合は1mの間隔）での実施となります。ただし、同一グループ5人以内であれば、座席間隔を空けない着席を認めます（5,000人まで）。
- 参加人数5,000人以上のイベントの、上限人数の緩和
 - ・ 10,000人以上を収容できる施設において、収容率50%での実施をお願いします。収容率が50%以内であれば、参加人数に上限はありません。
- 地域の行事、お祭り、野外フェス等
 - ・ 参加者の把握ができるイベント（地域の盆踊り等）は、適切な感染防止策を講じた上で実施して下さい。大声がないものは、収容率100%を認めます。
 - ・ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、参加者の把握が困難な花火大会、お祭り・野外フェス等の開催は、十分な人と人との間隔（1m）を設けてください。できない場合は中止を含めて慎重に判断してください。
- 全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者は、県に事前相談してください。

(5) 事業者の感染防止活動について

- ・県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行ってください。
- ・熊本市をはじめ、各市町村及び団体等が行う飲食店における感染防止対策支援事業に積極的に取り組み、感染防止を十分に図って下さい。
- ・県において感染防止講習会への講師派遣等を行います。20名程度以上を単位とし、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局あてお申し込みください。

(6) その他

- ・被災地での活動における感染防止対策のために、被災者、職員、支援者全ての立場の方（報道関係者を含む）は、「被災地で活動する際の感染防止対策チェックリスト」を用い、改めて徹底をお願いします。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの、積極的な利用をお願いします。

4 県民の皆様へのメッセージ

PCR検査は、皆様や、皆様の御家族の健康を守るために行うものです。感染した方や接触した方に責任はなく、県としても差別や偏見防止に全力で取り組みます。

公表されている店を利用した方や、接触者の方は、周りの方々に広げないためにも、ぜひ保健所にご相談いただき、積極的にPCR検査を受けて下さい。

【熊本県における新型コロナウイルス感染者発生状況（7/21～10/19）：確定日ベース】

